

資料3 - 1	H18.12.25
激変緩和措置等事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

## 地域生活支援給付経過措置登録事業者に係る 平成19年4月以降の登録について

### 1 対象事業者

「千葉市地域生活支援給付事業者 経過措置登録通知書」をお持ちの事業者で、移動支援・訪問入浴サービス・日中一時支援・生活サポートについて、平成19年4月1日以降も引続き事業を行う予定の事業者

経過的デイサービスは、平成19年3月31日で事業終了となり、本手続きは不要です。

### 2 定款変更について

平成18年9月27日の障害福祉サービス事業者説明会「資料2 - 3」の4ページで定款の記載例についてお示ししていましたが、未だ手続きしていない事業者については、**早急に準備**してください。

### 3 今後のスケジュールについて

1月中旬	千葉市障害者自立支援課ホームページに登録申請手続き・様式等を掲載 HPアドレス： <a href="http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/">http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/</a>
1月下旬～ 2月下旬	申請受付開始 事業所ごとに受付日・時間を指定し、1日10事業所程度を受付
3月下旬	登録通知書送付
4月1日	千葉市地域生活支援給付事業者として登録
4月上旬	千葉市障害者自立支援課ホームページに事業所情報を掲載

## 4 申請受付方法

市内の事業所については、対面方式で行いますので、申請書類をご持参ください。その際、内容について説明できる方が来庁するようお願いいたします。

〔受付場所〕

〒260 - 8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎1階

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課 自立推進係

TEL 043 - 245 - 5228 FAX 043 - 245 - 5549

なお、市外の事業所については、郵送で受け付けます。

## 5 申請書類について

申請に必要な書類については、1月中旬にホームページに掲載しますが、その中でもあらかじめご用意いただきたい書類は以下のとおりです。

	移動支援・生活サポート	訪問入浴サービス	日中一時支援(日中預かり型)
法人定款(写し)			
法人登記簿謄本(原本)			
従業者の資格証等(写し)			
右記事業の「指定」通知書(写し)	(居宅介護)	(介護保険・訪問入浴介護)	(短期入所)

については、障害福祉サービス事業者(介護保険事業者)の指定を受けている場合のみ必要です。

## 6 運営規程について

移動支援・生活サポートの運営規程については、作成例をホームページにお示しする予定です。

## 7 登録申請に係る質問について

登録申請に係る質問については、別添の「質問票」を使用し、FAXで送付してください。質問及び回答をまとめ、後日ホームページに掲載します。

千葉県障害者自立支援課 自立推進係 行 (FAX 043 - 245 - 5549)

千葉県地域生活支援給付事業者登録申請に関する質問票

法人名	
事業所名	
担当者氏名	
連絡先	TEL :
	FAX :
1 質問の趣旨	
2 質問の内容	
千葉県使用欄	